

2面のつぎ

屋城小中学校の防災設備改修、御堂中学校の校舎非構造部材耐震化工事、小学校6校、中学校3校の体育館トイレ洋式化工事を進めています。これにより、小・中学校全校の体育館のトイレが洋式化されます。

新給食センターの整備につきましては、平成25年3月に策定した整備計画が6年を経過しました。改めて、基礎となる数値等の検証を行っており、その結果を基に計画を進める考えであります。

安全安心対策では、登下校時の安全対策を中心に取り組んでまいります。児童・生徒の交通安全に対する意識や行動力の育成、不審者対策などの指導は、学校の安全指導の中でしっかりと行っております。

また、交通量の多い交差点などへの交通安全推進員の配置、スクールガードリーダーの巡回指導、職員による車両巡回パトロールや通勤時の見守り活動等も継続して行っております。

学校安全ボランティアの方々や地域の方が主体的に行っていたらいい見守り活動が、安全安心対策の大きな力となっております。通学路に50台設置してある防犯カメラの抑止力と、この人の力を有効に連携させ、安全安心対策を進めてまいります。

生涯学習活動とスポーツの推進

本市では65歳以上の高齢者の占める割合が問もなく30%を超えます。高齢の方にいつまでも元気でいていただくためには、市民の文化活動、学習活動を推進するための、場の整備は大事なことであります。

平成31年度は、文化活動の拠点である秋川キララホールの照明や寿大学などの講座で使用する備品の整備を進めてまいります。

地域の情報拠点である図書館においては、市民の利便性の向上のため、中央図書館自動納書庫の改修や東部図書館エルと前田公園の連絡通路の整備を行います。また、昨年3月に策定した「第三次あきる野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども読書活動を推進してまいります。

市民が気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるよう環境を整備することも重要であります。多くの市民が利用しているグリーンスポーツ公園少年野球場の整備などを行ってまいります。

市民スポーツの振興とともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、パラリンピック競技の体験会やだれでも参加できる競技の普及事業などに取り組み、気運醸成を図ってまいります。

青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成は、社会全体の責任であり、社会を構成する組織や個人がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、相互に連携・協力をしながら取り組む必要があります。

各地域において、青少年健全育成の中核組織として大きな役割を担っている青少年健全育成地区委員会をはじめ、各種団体や関係機関との連携・協働により、子どもたちが郷土の自然や伝統文化に触れる機会、地域社会に関わる機会を提供し、地域の一員としての自覚と郷土を愛する心を育成してまいります。子どもたちが、安全に安心して過ごせる放課後の居場所づくりとして実施している、放課後子ども教室につきましても、整備計画に基づき、新たに1校の開設に向けて準備を進めます。

また、地域の特徴を生かし、安全で活気ある学校づくりのために行っている学校支援地域本部事業につきましても、新たに2校の実施に向けて取り組んでまいります。



ドッチボール大会の様子

平成27年度に見直された新しい教育制度の下、教育長に就任し3年が経ち、昨年11月に2期目を迎えました。

これを機に、改めて学校教育に大切なものは何か、市民にとって必要な生涯学習は何かを思い、施策の検討を進めてまいりました。

改元という新しい時代の訪れの中、「修己治人(しゅうこちじん)」の教えの下に「己を磨き、継続すべきものはしっかりと継続して、改めるものは怯むことなく改め、あきる野市の教育行政の舵取りを進める考えであります。

議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成31年度の教育方針といたします。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金は、老後や万が一のときに大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。

※保険料は翌月の末日が納付期限です。納付期限から2年を過ぎると時効により納められなくなります。

4月から特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の改定

4月分から別表のとおり変更になります。

Table with 3 columns: 区分, 3月分までの月額, 4月分からの月額. Rows include 特別障害者手当, 障害児福祉手当, 経過的福祉手当.

国民年金・国民健康保険のお手続きをお忘れなく

4月は就職や退職に伴う異動手続きが多い時期です。国民年金や国民健康保険の手続きが必要になる場合がありますので、ご確認をお願いします。

国民年金からのお知らせ

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金保険や共済組合に加入している方を除く)。会社などを退職したときは、国民年金への加入手続きが必要で、また退職した方に扶養されていた配偶者も手続きが必要です。

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の加入・脱退や住所が変わったときなども届出が必要で、変更の日から14日以内に届出てください。

▼内容 表のとおり

▼その他 職場の健康保険に加入したとき、健康保険の被扶養者になったときの届出は郵送でも手続きできます。あきる野市国民健康保険証(原本)、職場の健康保険証(写)、異動届を同封し郵送してください。異動届は市のホームページからダウンロードするか、国民健康保険係へ請求してください。

※保険料免除を申請する方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証、公務員になり、お問い合せください。

4月から特別児童扶養手当額と児童扶養手当額の改定

特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶養手当(児童を養育しているひとり親家庭の母または父などが対象)の手当額が4月分から表1・2のとおり変更になります。

▼問合せ 子ども政策課子ども政策係

表1 特別児童扶養手当額(月額)

Table with 3 columns: 区分, 3月まで, 4月から. Rows include 特別児童扶養手当1級, 特別児童扶養手当2級.

表2 児童扶養手当額(月額)

Table with 4 columns: 区分, 3月まで, 4月から, 第2子加算, 第3子以降加算. Rows include 全部支給, 一部支給.

国民健康保険の届出が必要な主な手続き

Table with 2 columns: 国民健康保険の届出が必要な主な手続き, 持ち物※. Rows include 職場の健康保険に加入したとき, 職場の健康保険をやめたとき, 他の市町村に転出するとき, 市内転居するとき.

※別世帯の方が届出をする際は、委任状が必要です。